

# 中央労福協ニュース NEWS LETTER

労働者福祉中央協議会（中央労福協）

発行人 花井 圭子

No. 128

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町 3-8 中北ビル 5F

Tel. 03-3259-1287 URL <http://www.rofuku.net>

日本学生支援機構法改正案が成立

## 給付型奨学金制度が実現！

3月31日の参議院本会議において、日本学生支援機構法改正案が全会一致で可決・成立し、4月1日に施行された。給付型奨学金制度の創設が実現したことは、中央労福協が様々な団体や市民とともに取り組んだ国民運動の成果である。一方で、規模が極めて限定的であるなど課題も多く、衆・参両院で採択された附帯決議では、「給付対象の拡大及び給付額の増額に向けた検討に努めること」などが盛り込まれた。



花井圭子・中央労福協事務局長  
(3月17日・衆院文科委)



大内裕和・中京大学教授  
(3月30日・参院文科委)

### 中央労福協・花井事務局長が参考人意見陳述（衆院文科委）

3月17日、衆議院文部科学委員会での参考人質疑が行われ、中央労福協の花井圭子事務局長が意見陳述を行った。中央労福協が取りまとめたアピール賛同や当事者の声は資料として配布され、花井事務局長は304万筆署名やアンケート調査の結果を紹介しながら、この問題の深刻さと、構造的な社会の問題となっていることを訴えた。そして、給付型奨学金が創設されることは大きな前進であると評価しつつ、「あくまでもスタートラインであって、将来

に向けて拡充し、大きく育てていただきたい」として、対象者や給付金額の拡充をはじめ、法案の内容等に関する具体的な要望や課題を指摘した。最後に「この国会審議を通じて、有利子から無利子へ、貸与から給付への流れをより確かなものにし、将来に向けて拡充していく方向性を国会の意思として明らかにするよう強く要望」して、意見陳述を締めくくった。（詳細は既報3.21号外）

### 大内裕和教授が参考人として発言（参院文科委）

続いて3月30日の参議院文教科学委員会の審議においては、大内裕和・中京大学教授が参考人として出席し、斎藤嘉隆議員（民進党）と吉良よし子議員（日本共産党）からの質問に答えて意見を述べた。同氏は「有利子貸与型奨学金が中心の制度では限界がきており、給付型が創設されることの意義は大きい」と評価する一方で、「対象人数、給付額とも

に極めて限定的であり、制度の抜本的改善が必要不可欠だ」と指摘した。与野党議員からは、「当面、住民税非課税世帯の進学者は全員対象にすることを目標とすべき」や「大きく育てていくことが必要」など拡充を求める声が相次いだ。（詳細は既報4.4号外）

## 全会一致で可決成立、給付型奨学金創設へ

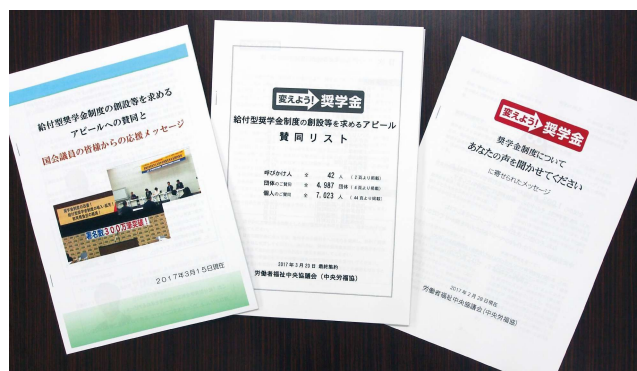
法案は、3月23日の衆議院本会議、3月31日の参議院本会議にて、全会一致を以て可決成立した。可決に際しては、衆参ともに附帯決議が付された。附帯決議では、「高等教育機関へ進学を希望する者に対し、教育を受ける機会が均等に確保されるよう、給付対象の拡大及び給付額の増額に向けた検討に努めること。なお、大学院生に給付を行うことについても検討に努めること。」や「教育を受ける機会

を保障するという奨学金の制度趣旨に鑑みれば、貸与型奨学金制度は無利子であるべきことを踏まえ、有利子奨学金が事業費・貸与人数ともに無利子奨学金を上回っている現状を速やかに改善し、有利子から無利子への流れを更に加速すること。」など、中央労福協がこれまで求めてきた項目が盛り込まれる形となった。(衆参の各附帯決議全文は既報4.4号外を参照)

## 今回はスタートライン、中央労福協が談話を発表

法案成立を受けて、中央労福協・花井圭子事務局長は談話(既報4.4号外掲載)を発表し、国民的な運動の成果として給付型奨学金が実現したことを評価するとともに、対象者や支給金額が少ないことなど、多くの課題が残されていることを指摘した。

今回の給付型の導入はあくまでもスタートラインであり、有利子から無利子へ、貸与から給付への流れを更に加速していくことが必要であり、学費を含む教育費負担の軽減につなげる取り組みを強めていく決意を表明した。



賛同は、議員147名、団体4,987団体、個人7,023名にも上ったほか、1,000件を超える当事者からの声が集まった。

## 法改正と給付型奨学金制度の概要

日本学生支援機構法改正 (2017.3.31 成立)

| 法改正の概要                                                                                                                      | 対象者 (2017 予算措置)                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 日本学生支援機構の目的と業務に「学資の支給」を位置づける。<br>② 学業が著しく不良となった場合等には、返還させることができる。<br>③ 機構に学資支給基金を設け、政府補助金と民間寄付を充当する。<br>④ 施行5年後の見直し規定(附則) | ◆ 2017年度(先行実施) 私立自宅外生、児童養護施設退所者等約2,800人を対象(15億円)(基金として70億円を措置)<br>◆ 2018年度より本格実施 1学年2万人を対象 |
| 支給月額(政令で定める)                                                                                                                | 支給基準(省令・ガイドライン等)                                                                           |
| 国公立(自宅) 2万円<br>国公立(自宅外) 3万円<br>私立(自宅) 3万円<br>私立(自宅外) 4万円<br>*児童養護施設退所者等は入学一時金24万円を追加支給<br>*国立で授業料減免を受けた場合は減額                | <b>【家計】</b><br>住民税非課税世帯<br><b>【学力・資質】</b><br>各高校等が定める基準に基づき推薦(成績基準の目安等は、機構がガイドラインを作成)      |

## これまでの中央労福協の取り組み

### 2015年

- 4.28 幹事会  
奨学金問題に本格的に取り組むことを確認
- 7~8月 アンケート調査実施
- 10.2 キックオフ集会開催・署名スタート

### 2016年

- 3.22 奨学金制度改善に向けた院内集会開催  
署名304万筆集まる。総理官邸に署名提出
- 3.30 給付型奨学金創設を求め、馳文部科学大臣に要請
- 5.10 若者の未来を支える奨学金制度を考える院内集会
- 7.29 幹事会で第3ステージへの取り組みを決定
- 11.4 御茶ノ水駅頭街宣
- 11.14 奨学金制度の拡充を求める11.14市民集会
- 11.25 加盟団体代表者会議で特別アピール採択
- 12.12 給付型奨学金創設を求め、文部科学省・常盤高等教育局長へ要請

### 2017年

- 1.24 高田馬場駅頭街宣
- 2.28 奨学金制度の拡充を求める2.28院内集会

### 第 3 回 地方労福協会議を開催

第 3 回 地方労福協会議を 3 月 9～10 日、東京・如水会館で開催し、2017 年度活動計画の具体化に向けた討論を行った。昨秋の 2016 生活底上げ・福祉強化キャンペーンの地方労福協における取り組みの集約・アンケート結果を報告し、今後の重点課題の進め方を中心に意見交換を進め、各般の課題全般の共有化を行った。

地方労福協の取り組み報告として 3 道県から事例報告がされ、北海道労福協・小関副理事長からは、奨学金事業を行う団体など広範な参加による地域ネットワークである「北海道奨学金ネットワーク（北奨ネット）」の設立について、大分県労福協・吐合専務理事からは、事業団体の利用促進として、未組織労働者 9 千名を組織する「大分県勤労者共済会」の活動について、沖縄県労福協・山城事務局次長からは、「働く仲間のゆめ・みらい基金」を活用した子育て支援について報告がされた。

また、悪質商法と増加する高齢者被害の実態と対策について、日弁連・消費者問題対策委員会幹事の国府泰道弁護士より講演を受け、あわせて消費者被害防止に向けた日弁連の地方シンポへの参加呼びかけがされた。

二日目は、「奨学金問題の取り組み～その成果・評価と課題・展望」として、奨学金問題対策全国会議共同代表の大内裕和中京大学教授より講演を受け、進行中の第 3 ステージの取組に関して意見交換を行い、現時点の運動の到達点と評価、今後の課題と展望について認識の共有化を図った。



### 第 3 回事業団体会議を開催

3 月 22 日、第 3 回事業団体会議が 11 団体の出席により中央大学記念館で開催された。座長の吉田副会長の進行で中央労福協、各事業団体の報告のあと、2016 生活底上げ・福祉強化キャンペーンの集約報告や今後の取り組みに向けて意見交換が行われた。

労金協会は、労福協との連携など、2017 年度事業計画案を報告。非営利・協同セクターの金融的中核機能としての役割発揮や非正規勤労者の課題に向き合うことが必要との報告があった。

全労済からは自然災害対応「住みいる共済」を通じた環境活動団体への寄付の実施や 2017 年全労済地域貢献助成事業の募集が紹介され、また「ず～っとあんしん共済」の取り組みなどの報告があった。

日本生協連からは、コープみらいが大内教授を招いて開催した奨学金制度に関する学習会や熊本地震の復興支援に対する熊本県生協連の感謝のつどいの開催などの報告があった。

労協連からは協同労働の協同組合の法制化に向けたこの間の取り組みの現状と到達点、今後の見

通しについて報告があった。

全国労信連、日本再共済連、全国会館協、全福センター、医療福祉生協連の各団体からもこの間の事業や活動について報告を受けた。



## 「2017 消費者運動 第 55 回全国消費者大会」が開催！

子育て・教育分科会で「奨学金問題」が取り上げられた！

3月10日（金）～11日（土）にかけて、東京・四ッ谷にある主婦会館プラザエフにおいて、「第55回全国消費者大会」が開催され、中央労福協が「子育て・教育」分科会を担当した。

テーマを「変えよう日本 つくろう未来～消費者の選択、行動、協同で～」とし、初日には、①消費者政策②環境③食④社会保障⑤子育て・教育の5つの分科会と3.11東日本大震災に関する特別分科会、また2日目には、全体会として、①各分科会報告②基調講演が行われました。特に今年から新設された「子育て・教育分科会」では、中央労福協が責任団体となり、テーマを「奨学金地獄！～変えよう、貧困に陥る若者とその家族の未来を～」とし、まず中京大学大内裕和教授より「若者の格差と貧困～奨学金問題から考える～」と題し講演を受けました。その後消費者（利用者）の立場から、全国大学生協連が実施した奨学金に関するアンケート結果の報告、中央労福協から花井事務局長がこの間のアンケートや署名活動等の取り組み紹介と学生支援機構法の改正に向けた国会の動向について報告がされた後、参加者とのセッションが行われました。

また翌日の全体会（基調講演）では、「貧困の現場から社会を考える」と題し、（一社）つくろい東京ファ

ンド代表理事の稲葉剛氏より、ホームレスをはじめ生活困窮者に纏わる住宅問題について様々な事例が紹介されました。稲葉氏からは、行政側も空き家政策が検討されているが、悲劇を繰り返さないためにも生活保護行政と住宅行政が「住まいの人権」に基づく居住福祉政策を一元化させることが早急に必要であると強く訴えられました。



## 静岡ワークライフ研究所成果発表セミナー 「～夢をかなえるために～知っておきたい教育費のいま」

中央労福協から花井事務局長がパネリストとして参加

公益財団法人静岡県労働者福祉基金協会の調査研究部門である静岡ワークライフ研究所では、2015年度から2016年度の2年間にわたり、奨学金を中心とした教育費についての調査研究を進めてまいりました。

近年、大学進学率は上昇し、50%を超える状況となっています。その一方で勤労者の所得は年々減少し、勤労者世帯における教育費の家計負担は増加傾向にあります。親からの経済的支援（仕送り等）が十分でない学生も少なくなく、多くの学生たちが学費や生活費の不足分を奨学金やアルバイトによって補いながら学生生活を送っています。

今回、当研究所では、中央労福協で行った奨学金に関する全国版のアンケート調査を参考にしつつ、静岡県内の勤労者（1,017人／回収率67.8%）および静岡県内大学に通う学生（1,739人／回収率94.0%）に対して、教育費に関わるアンケート調査を実施しました。その結果、勤労者世帯では教育費の家計負担が重く、子どもの将来について不安を抱えている、という多くの声がありました。また、学生調査では全体の半数近くの学生が月5万円以上の奨学金を借りており、奨学金を借りている学生の多くが将来の返済負担とそれによる生活への影響について不安を募らせている、という現状が明らかとなりました。

当研究所では、このようなアンケート調査の結果を様々な角度から考察し、機会を通じて将来を担う若者たちへの支援強化に関わる提言へと繋げています。その一つが、3月24日に開催した成果発表セミナーです。参加者は、

子どもを持つ勤労者や現役の学校教員など71名の方々、研究成果発表後のパネルディスカッションでは、コーディネーターに研究会主査である森俊太氏（静岡文化芸術大学教授）、パネリストは花井圭子氏（中央労福協事務局長）本庄淳志氏（静岡大学准教授）大石茂生氏（静岡県教職員組合立教育研究所長）の3名で、奨学金や教育費全般に関わる課題について活発な発言を頂きました。途中、会場の参加者からも教育費や大学の在り方に関わる様々な質問が出され、教育費に関する実態や若者たちの置かれている現状を知って頂くよい機会となりました。2年間の調査は今回のセミナーを以って終了しますが、引き続き、今回の調査結果を基に若者たちへの支援の充実に向けて、行政や福祉事業団体、企業等に働きかけを続けていきたいと考えています。



## 「地域で防ごう消費者被害 in 大阪」 開催される

高齢者の消費者被害（特殊詐欺被害を含む）の予防と救済のための仕組みづくりを推進することを目的とした日本弁護士会主催のシンポジウムが、3月25日（土）大阪弁護士会館で開催されました。

この取り組みは、政令都市を中心に今後全国的に開催予定の先駆けとして、被害の多い大阪で開催されたものです。

冒頭、山口健一大阪弁護士会会長よりこのシンポジウム開催にあたっての趣旨・思いを訴え、シンポジウムは幕を開けました。

最初に高齢者の消費者被害の現状と実例を中村弁護士より報告がありました。高齢者の被害は、高齢者人口増加割合以上に相談件数が増加しており、訪問販売・電話勧誘販売の割合が高いとの実態を明らかにされ、訪問販売の手口や消費者被害の実態等について詳しく説明していただき、いつでも・誰でも簡単に被害者になってしまうことを実感せずにはいられませんでした。

また、特別講演として内閣府消費者委員会の河上委員長より、消費者委員会で議論されている内容について資料を交えて詳しく説明いただき、現在抱えている消費者被害の問題点等を報告いただきました。

その他大阪府警察本部の振り込め詐欺の寸劇、

府内自治体からの行政取り組み、地域における自治会や消費者団体からの取り組みや事例を数多く報告いただき、情報共有を図ることができました。

最後に、今回のシンポジウムの実行委員長である国府弁護士より、この取り組みを進めていくにあたっての提案を受け、シンポジウムは閉会となりました。



## 「ITUC-AP 検討会議」で労働者自主福祉運動について報告

2017年3月27日～28日、福島市において、国際労働組合総連合・アジア太平洋地域組織（ITUC-AP）主催の「アジア太平洋における労働組合運動—過去、現在、未来—成果と課題」と題する検討会議が開催され、中央労福協から花井事務局長が出席し、中央労福協の歴史、労働者自主福祉運動、奨学金問題への具体的取り組み等について報告した。

検討会議は、2017年がITUC-AP結成10周年を迎えることから、ICFTU-APRO時代から培ってきたアジア太平洋地域の労働運動を振り返り、現下の課題を次ぎの世代への新たなステップにつなげることを目的に開かれた。

初日は、①組合の成長について、②持続可能な仕事、収入の確保と社会的保護、2日目は権利実現をテーマに、各国から現状と課題、取り組みについての報告が行われた。各国の中には、労働運動に対する弾圧、労働組合指導者の殺害、児童労働、人身売買、特区における団体交渉権の剥奪、出産休暇が保障されていないといった厳しい現状が報告された。また、カンボジアからの出席者からは、ポル・ポト時代に12歳で少年兵にされた体験が出された。一方で、厳しい政治状況下で労働組合を結成し、闘っている事例も紹介された。

アジア太平洋地域における労働組合結成や労働運動の困難さを共有化し、ITUC-AP全体としてそれぞれの闘いを支援していくことが確認された。検討会議には、日本を除き21カ国・地域の28組織32名、海外ゲストとしてシャラン・バロウITUC書

記長など9名、日本からは神津連合会長、逢見事務局長、構成組織、連合福島、国際労働財団に加え、労金協会、全労済など28名、合計で75名が参加した。なお、各国のスピーカーからは、ITUC-APの鈴木書記長が退任され、吉田連合総合国際局長が新たに就任することが予定されているため、鈴木書記長に対する慰労と感謝の言葉が、吉田新書記長への激励と期待が寄せられた。



## 「許さないぞ！カジノ賭博合法化」キャンペーン街頭宣伝

退職者連合（共催：日弁連、中央労福協）は、3月23日、東京・有楽町イトシア前で街頭宣伝を実施した。

退職者連合の菅井義夫事務局長の司会でスタートした街宣には、住民投票でカジノ設置を否決した台湾のリゾート地・澎湖島からも応援者が駆けつけ、「日本も台湾もカジノはいらない」と強く訴えた。全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会代表の新里宏二弁護士は「カジノができれば自殺や犯罪などのギャンブル被害が多くなる。人の不幸を前提に経済成長を描くのは愚かなこと。何としてもカジノ賭博の合法化をやめさせよう」と推進派を厳しく批判した。宇都宮健児元日弁連会長、消費者団体、司法書士会に続いて、中央労福協の塩原事務局次長は労働者福祉運動の立場から、個人資産や高齢者がターゲットとされ多重債務問題が再燃する危険を訴えた。

カジノ賭博は、推進派は有効な経済振興策と主張するが、ギャンブル依存症や多重債務などを前提に成り立ち、人々が損をして胴元の外資系会社などが儲かるビジネスである。中央労福協は「多重債務

のない社会」をめざしており、世論調査でも圧倒的多数が反対するカジノ解禁法の撤回を含め、必要な対応を進めていく。



### 研修職員紹介



つかもと ゆうこ  
塚本 優子さん

はじめまして。4月1日より9ヵ月間の予定で国際労働財団（JILAF）から出向となり、お世話になっております塚本と申します。JILAFでは、海外の労働組合リーダーを2週間程度日本に招き、日本の労働運動や労使関係等についての理解を深めてもらうための情報提供を行う招聘事業を担当していました。全労済協会や労働金庫協会をはじめとした福祉事業団体のみならず、連合の構成組織並びに各地方連合会のみならずにも大変お世話になりましたこと、この場をお借りして御礼申し上げます。

労働者福祉については、まったく知識がなく、自分でも驚くほどの勉強不足を反省しながら、基本的なことから学ばせて頂いています。

9ヵ月間という短い間で、みなさまにご指導頂きながら、労働者福祉の向上に向けた取り組みについて多くのことを学ぶと共に、多くの方々との交流を通じ、一回りも二回りも成長できるよう、誠心誠意努力して参りたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

## またぞろ共謀罪とそのルーツと労働組合の苦難

連載② 二〇一七年三月

小泉政権で三度廃案になった「共謀罪」が名前を変えてまた今国会に上程された。

二〇〇六年五月九日、「共謀罪」審議中の衆議院法務委員会では、筆者は連合を代表して参考人として意見を述べる機会があった。民主党推薦でもう一人、評論家の櫻井よしこ氏も「心の問題にまで踏み込んでいく危険性はないのか」「導入してしまつた後でどこまで拡大するのか：過去の事例を見れば、この会場にいるだけでも責任を持つことはできない」と、反対の意見を述べていた。

筆者は、「労働組合の活動が犯罪とされる危険性」と自首すれば罪が免除される「自首減免規定」に絞って見解を述べた。正当な組合活動が、過去に強要罪や威力業務妨害罪で訴追される事例が起きている例をあげながら、法律が成立してしまうと、捜査当局の恣意的な判断が優先されるおそれがあること。また、共謀罪における「自首減免規定」は、おのれの保身のための密告を奨励することにながりがかねない。告げ口・密告は日本では軽蔑した響きを伴った言葉として受け止められており、日本人の道徳観に反するものだ、法案に反対したのである。

そもそも、日本の刑法は犯罪を實行した者（既遂）を罰するのが大原則である。もちろん、実行しようとしたが遂げなかった（未遂）ことやきわめて重大な犯罪に限っては例外的に準備行為（予備）、例えば、殺人の目的で包丁を買った場合も処罰の対象になる。一方で刑法には「自首」すれば刑を減輕する規定がある。しかしこの自首は、「私」が罪を犯し、「私」が自首する場合だ。ところが、共謀罪は二人以上で犯罪を準備したことを罪に問う法律であり、そこでも自首すれば罪が免除されるとなると、他人に罪を押し付けて自分だけ罪を逃れようとする輩が現れないとも限らないし、赤の他人に濡れ衣を着せることも可能になる。今回の法案はテロ対策としての治安維持を装っているが、明治時代から戦前までの日本は、「治安維持」を大義名分に労働運動や社会運動が抑圧されてきた歴史でもあった。共謀罪が国会審議にかけられている今、その抑圧の歴史をふり返ってみようと思う。労働運動が窒息させられないために。以下次号（高橋均）